

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票丁3 記入要領

(ドラッグストア用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2026年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

この記入要領は、「商業動態調査票丁3（ドラッグストア用）」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

3. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関する使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他人に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはできません。

4. 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる細分類 6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業のうち、経済産業大臣が指定した企業です。

5. 報告者

この調査でいう報告者とは企業を代表する者で、報告者は調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

6. 調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月1日より月末までの1か月間です。

7. 調査票の提出部数と提出先

調査に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。

8. 調査票の提出方法

(1) 郵送による提出

調査票の提出に返信用指定封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

(2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「III. オンラインによる提出」を参照してください。

II. 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

この調査は、連結子会社を含めない、企業単体の調査です。原則、当該業態（ドラッグストア）の事業が対象となります。また、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の販売額は含めません。

(1) 調査票表面調査票名下「 年 月分」には、実績を報告いただく調査該当月の年（西暦）月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面表下段「年月分」欄には、調査該当月の年（西暦下2桁）、月を記入してください。

＜調査票表面上段＞

商業動態統計調査
○ 基幹統計 商業動態調査票
(ドラッグストア用)
□ 年 □ 月 分

調査該当月の年月（同じ年月）
を記入してください。

＜調査票裏面下段＞

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号	
		年	月		
A 0 3	0 0 0 6	2	0		
法人番号					

- (2) 「事業所・企業番号」は、1企業につき1つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
- (4) 金額は算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は、0（ゼロ）を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきりと記入してください。
- (6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。
- (7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十三条（報告義務）及び第十五条（立入検査等）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）の適用があります。

2. 記入事項

(1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

(2) 月間商品販売額及び都道府県別商品販売額

商品販売額とは、企業の当該業態事業の一般消費者に販売した物品(有体商品)の販売額をいいます。「商品分類表」の内容例示を参考に、商品分類別に記入してください。また、都道府県別についても同様に記入してください。

調査月の商品販売額は、次によって記入してください。

① 商品販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前までの期間(1か月間)を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

② 月間の商品販売額は、企業の傘下にある当該業態の事業所の月間販売額の総計を記入してください。

③ 月間の商品販売額は、「商品分類表」の分類によって記入してください。なお、類似品についてはそれぞれの分類に準じて記入してください。

④ **消費税などの間接税は、商品販売額に含めてください。**

⑤ カタログやインターネットなどの通信販売による商品販売額も含めてください。

⑥ 調剤医薬品の販売額は、お客様の自己負担分に健康保険からの支払い分を含めてください。

⑦ 子会社やフランチャイズ加盟店への商品供給などの卸売販売額は含めません。

⑧ **テナント(構内の一部を賃借し、出店している別経営の事業所)の販売額や調剤薬局専門店の販売額、配置薬の販売額、介護・医療・福祉事業収入は含めません。また、原則、店舗が独立したホームセンターなどの他業態の販売額は含めません。**

(3) 月末店舗数

調査月末現在における貴社の傘下にある当該業態の店舗数を都道府県別に記入してください。**ただし、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の店舗数は含めません。**また、調剤専門店、化粧品専門店、エステティックサロン、フィットネスクラブ、介護・医療・福祉事業等の他業態の店舗は店舗数に含めません。なお、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

(4) その他

① 調査票の内容について照会する場合もありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

② **調査月において、特別な事情により販売額等に影響(前年同月と比べ大きな変動等)があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項(事業の拡大等)が生じた時も、調査票の備考欄にその旨を記入してください。**

商品分類表

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方せんに基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬等
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）、風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）等
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポーター、マスク、体温計、紙おむつ）、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品、虫よけ、消毒薬、除菌製品等 介護用品（大人用紙おむつ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙おむつ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品、経口補水液等
ビューティケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スponジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ）、制汗剤、冷感スプレー、日焼け止め、ハンドクリーム等
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）等
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレットペーパー、芳香剤、食器洗剤、洗たく洗剤、ティッシュペーパー、使い捨てカイロ等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品等
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具等

III. オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、6ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったりなどご不明な点がございましたら、7ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

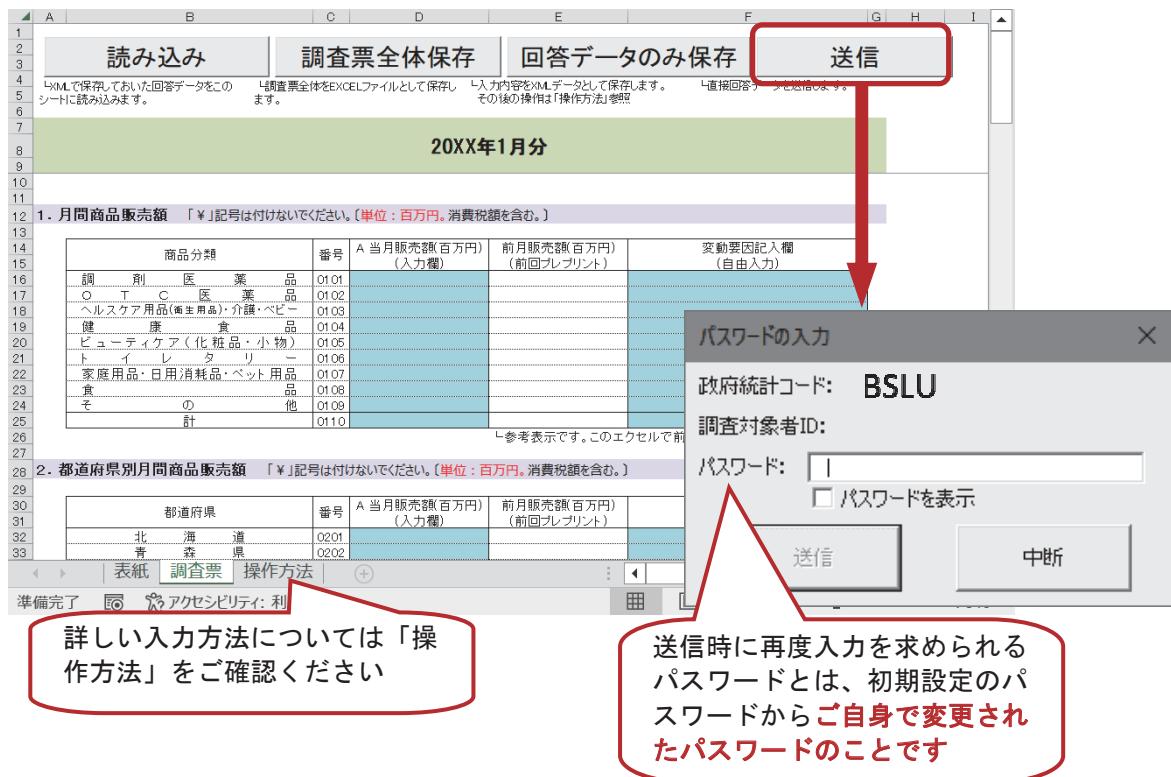
- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。



- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丁3（ドラッグストア用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。



③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。



◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2025年10月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows 11 (※1)	Firefox 143 Google Chrome 141 Microsoft Edge 141	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
 - 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
 - マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
 - また、Excelのマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
- （※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。
https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- 販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- 回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV. その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話：0120-429-856 無料ダイヤル

E-mail : bz1-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-mail : bz1-stats-info@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記HPにはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：03-3501-1511（内線）2898, 2899



商業動態統計調査
（秘）基幹統計 商業動態調査票
(ドラッグストア用)

□年□月分

丁3

提出先 経済産業大臣
提出日 翌月15日
部数 1部

企業名		所在地	(〒 -) (電話 - - -)
-----	--	-----	--------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

全国・商品販売額	商品分類	番号	当月販売額					
			A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万
	調剤医薬品	0101						
O T C 医薬品	0102							
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0103							
健康食品	0104							
ビューティケア(化粧品・小物)	0105							
トイレスタリ一	0106							
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	0107							
食品	0108							
その他の	0109							
計	0110							

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県別・商品販売額	都道府県	番号	当月販売額					
			A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万
	北海道	0201						
O	青森県	0202						
T	岩手県	0203						
C	宮城県	0204						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0205							
健康食品	0206							
ビューティケア(化粧品・小物)	0207							
トイレスタリ一	0208							
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	0209							
食	0210							
品	0211							
そ	0212							
の	0213							
他	0214							
計	0215							
	富山県	0216						
O	石川県	0217						
T	福井県	0218						
C	山梨県	0219						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0220							
健康食品	0221							
ビューティケア(化粧品・小物)	0222							
トイレスタリ一	0223							
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	0224							
食	0225							
品	0226							
そ	0227							
の	0228							
他	0229							
計	0230							
	島根県	0231						
O	島根県	0232						
T	岡山県	0233						
C	広島県	0234						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0235							
健康食品	0236							
ビューティケア(化粧品・小物)	0237							
トイレスタリ一	0238							
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	0239							
食	0240							
品	0241							
そ	0242							
の	0243							
他	0244							
計	0245							
	鹿児島県	0246						
O	沖縄県	0247						

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
●記入に当たつては記入要領を参照してください。

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位:店)

都道府県別・月末店舗数	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数						
		A							A						
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一		
北海道	0301						滋賀県	0325							
青森県	0302						京都府	0326							
岩手県	0303						大阪府	0327							
宮城县	0304						兵庫県	0328							
秋田県	0305						奈良県	0329							
山形県	0306						和歌山县	0330							
福島県	0307						鳥取県	0331							
茨城县	0308						島根県	0332							
栃木県	0309						岡山县	0333							
群馬県	0310						広島県	0334							
埼玉県	0311						山口県	0335							
千葉県	0312						徳島県	0336							
東京都	0313						香川県	0337							
神奈川県	0314						愛媛県	0338							
新潟県	0315						高知県	0339							
富山县	0316						福岡県	0340							
石川県	0317						佐賀県	0341							
福井県	0318						長崎県	0342							
山梨県	0319						熊本県	0343							
長野県	0320						大分県	0344							
岐阜県	0321						宮崎県	0345							
静岡県	0322						鹿児島県	0346							
愛知県	0323						沖縄県	0347							
三重県	0324						全 国	0300							

(備考)

●●●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十二号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ●●●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ●記入に当たっては記入要領を参照してください。

この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名	(電話) - - -
報告者(企業の代表者)の氏名	年 月 日

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号									
		年	月										
A 0 3	0 0 0 6	2	0										

法人番号													
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

経済産業省(サービス動態統計室)



政府統計

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。